

国立大学法人東京農工大学学報発行規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (編集) 第5条 学報の編集及び発行に関する事務は、<u>総務部総務課広報・基金室</u>において処理する。</p> <p>2 各課長は、当該課の所属職員のうちから学報の原稿取扱責任者1名を定め、これを <u>総務部総務課広報・基金室長</u> に通知するものとする。</p> <p>3 前項の原稿取扱責任者は、毎月発行日の10日前までに当該課の所掌事項に係る学報掲載事項の原稿を <u>総務部総務課広報・基金室</u> に送付するものとする。</p>	<p>本則 (編集) 第5条 学報の編集及び発行に関する事務は、<u>企画課</u>において処理する。</p> <p>2 各課長は、当該課の所属職員のうちから学報の原稿取扱責任者1名を定め、これを <u>企画課長</u> に通知するものとする。</p> <p>3 前項の原稿取扱責任者は、毎月発行日の10日前までに当該課の所掌事項に係る学報掲載事項の原稿を <u>企画課</u> に送付するものとする。</p>	

附 則 (平成31年4月1日規程第19号)  
この規程は、平成31年4月1日から施行する。